

地公退ニエース

No. 122
2015. 1. 22
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

安倍政権の平和・生活破壊阻止に全力をあげよう

地方公務員退職者協議会 会長 西澤 清

「平和なくして社会保障なし」は、地公退運動のスローガンです。この全てが問われるべきであった衆議院選挙は一月一四日投票で行われ、与党が衆議院の三分の二を超える議席を占め、二年前の総選挙でつくられた状態がほぼ維持される結果になりました。

安倍政権はこの選挙結果を口実に、集团的自衛権行使具体化の法制整備、憲法の明文改悪の動きを加速すると思われます。また、アベノミクスが継続されれば不況はさらに進み、富める者はますます富み貧しい者はますます貧しく、預金のない人三〇%、年収二〇〇万円以下の世帯二四%という現在の経済的格差がさらに広がります。

そもそも今回の解散総選挙は、沖縄県知事選敗北のショック、自民党政治家の「政治と金」批判による支持率低下で追い詰められた安倍政権が、国民の前に真実が明らかになり政権批判が全国に広がる前に行った「二年延命」選挙でした。アベノミクスの失敗による経済停滞・社会矛盾拡大の責任を回避し、強権的に集团的自衛権行使に踏み込む本音を隠蔽するために強行したものです。

アベノミクスの継続について、オバマ大統領は、結果として生じる日本景気の落ち込みが、アメリカや世界経済に悪影響を与えることへの懸念を表明し、韓国など近隣諸国は安倍ナショナリズムのさらなる台頭を心配しています。「日本国民は自分の金を際限なく安倍に渡し、貧乏になろうとしている」と揶揄する金融アナリストすらいます。

日銀の無謀な金融緩和は円の毀損・円安を招き、实体经济と無関係な株の投機的売買を拡大しています。このままでは日銀はさらに

日銀と組んだGPIF積立金運用方針変更は許せない

△新運用方針▽

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF…厚生年金積立金一三〇兆円の資金量を持つ世界最大級の機関投資家）は二〇一四年一〇月三十一日に積立金運用計画を変えることを発表した。

これは安倍政権が、年金積立金を政権の思惑にあわせて運用するために作った「有識者会議」に昨年一月に「提言」させ、連合をはじめとする労働者の反対、厚労省内の慎重意見を押し切って強行したものである。NHK、日銀に続いてGPIF運用委員も二〇一四年七月に大幅入れ替えとなり、政権の意を汲む顔ぶれ（委員長は有識者会議メンバーだった米澤康博氏）に差し替えられ、慎重意見は統制された。塩崎厚労大臣は表向きGPIFのガバナンス態勢強化を口にしているが、内実は日銀・NHKと同様に顔ぶれ差し替えによる「言いなり委員会」作りが狙いである。

アベノミクスの効果と宣伝される株高は、主として株価だけに関心を持ち時機を見て売り抜けるために買っている外資が主な買い手で、これら外資には優良企業に出資してそれを育てるという動機はない。今次変更は、株価だけを支持率の材料にしている安倍政権が、近い将来外資が売り抜けたときの株価暴落を防止するために年金積立金で買い支えようとするものである。

このまま進行すれば、労働者の資金である積立金が政権による株価操作の道具にされる。運用益が出ることもあるが、損失が出たときの被害は年金加入者・受給者がかぶり、政権は責任をとらない。

二〇一四年六月末資産構成と新目標を比較した増減は次の通り。巨大な資金が国内外の株式市場に投入されようとしている。

出口のない金融緩和を続けざるを得ず、日本国債の信認は揺らぎ日本経済の危機が深まることは避けられません。

また、安倍政権は日銀の金融緩和とセットでGPIFに積立金一三〇兆円の五〇%を株式投資に振り向けるよう強要しています。働く者・年金受給者の大切な資産である年金の積立金を、政権の思惑で国内外の株投機市場に投げ込むことは許せません。

今次の総選挙で沖縄は全ての選挙区で自民党に議席を許しませんでした。県民は二〇一三年、オール沖縄で提出した「建白書」を軽くあしらった安倍首相に対する怒りを胸に「プライドとアイデンティティ」を抱き続け、島ぐるみで県知事選に続き総選挙に勝利しました。その母体となった「ひやみかち うまんちゅの会」の合言葉は「基地のない平和な沖縄こそが活気と雇用をもたらす、安心して暮らせる豊かな沖縄を」でした。私たちはこの沖縄のたたかいに学び連帯します。

地公退は、本来今次選挙で問われるべきでありながら十分な争点にならなかつた集团的自衛権行使、沖縄辺野古基地新設をはじめとする平和課題、年金・医療・介護など社会保障の機能強化、脱原発TPP参加・アベノミクス批判など平和・人権・環境の課題についてこれからも問題点を明らかにして取り組みます。

総選挙結果の議席数は決して国民の白紙委任ではありません。安倍政権が総選挙の結果をたてに暴走するならば、地公退はこれを阻み、国民本位の政策を実現するために地域の運動を基礎に、全国の仲間が連帯して運動を進めます。

「国内債券…五四%↓三五% マイナス二四兆」、「国内株式…一七%↓二五% プラス一〇兆」、「外国債券…一一%↓一五% プラス五兆」、「外国株式…一六%↓二五% プラス一兆」

△日銀の第二次緩和と新ポートフォリオ▽

日銀はGPIF新ポートフォリオ発表の数時間前に「長期国債の買い入れを年間約三〇兆円増額」とする追加緩和策を発表した。

安倍・黒田ラインによる日銀の「異次元緩和」「追加緩和」は、二%の物価上昇目標、目先の株高のみを優先しているため、資産バブルだけを誘発し、設備投資・消費支出増にはつながっていない。円安による輸入材値上がりは国内企業と国民生活を犠牲にしている。なにより、緩和の解消＝出口の後始末が想定できない地獄に進みつつあり、日銀内部にもこのままでは日本の金融の柱である日銀自体を揺るがす事態になると危惧する声がある。

この重大な問題ををはらむ追加緩和と新ポートフォリオの二つがセットで扱われた。GPIFが売る二四兆の国債を日銀の三〇兆買い入れ拡大で吸収、その資金を株式購入に振り向けることになり、日銀が通貨を増発して株の買いに回ることと同義になる。ただし株価変動のリスクは日銀ではなくGPIFの年金加入者が負う。

GPIF米澤運用委員長は、積立金運用計画変更発表が日銀の追加緩和発表と同日になったのは「偶然」と説明したが、だれも信じない。年金積立金運用が黒田日銀の金融政策リフレナリオに組み込まれて、政権の思惑の道具にされようとしている。

GPIFは年金制度の安定、積立金の本来の在り方に立ち返ってリスクリーな運用拡大をやめるべきである。

第6期の介護報酬・運営基準の大枠決定

介護報酬介護職員の処遇改善分以外は大幅減額

地域包括ケア・介護予防は市町村事業が主力に

介護保険制度は、団塊世代がすべて後期高齢者になる二〇二五年への対応を視野に、(1)地域包括ケアシステムの構築、(2)給付の重点化・効率化、(3)費用負担の公平化、を基本課題として見直しが進められてきた。

一月九日、社会保障審議会介護給付費分科会は「報酬基準見直しの基本的考え方、加算・減算要素」に関する審議結果を取りまとめた。 具体の報酬単価の決定は二月初旬になる見込み。

政府予算案の決定過程で明らかにされた今回の介護報酬改定率は、処遇改善（一・六五％）を含んで▲二・二七％だが、その他の平均は▲四・四八％と、大幅な減額となった。 詳細は二月初旬に明らかになるが、この間の退職者連合を中心に取り組んできた介護保険制度改正に向けた重点課題について、現時点での到達点の概要を整理してみた。

一 地域包括ケアシステムの構築に不可欠な市民参画

- (1) 基金活用で在宅医療・介護連携の推進を
 - ① 在宅医療・介護サービスの拡充に向け新たな整備基金を創設、一四年度は医師・看護師等の処遇改善、職場環境、在宅医療支援センター設置促進等の都道府県計画に対し九〇四億円が交付一五年度は介護事業に七二四億円を予算化。
 - ② 地域医療ビジョン策定に向けたガイドラインを一四年度策定、一五年度にガイドラインに基づく二次医療圏域ごとの地域医療構想（ビジョン）の策定作業が開始される。
 - ③ 両計画とも、計画策定段階での医療・介護関係者、医療や介護を受ける立場の者や関係団体等からの十分な意見聴取とその反映を明記。計画策定への積極的参画が今後の重要な課題。
- (2) 課題山積の認知症施策
- ① 昨年の名古屋高裁における認知症高齢者の鉄道事故に対する配偶者のJRへの損害賠償判決は、司法の世界では依然、認知症ケアに重い家族責任を課すことを明らかにした。また、「行方不明高齢者問題」がマスコミ報道等によりクローズアップされたが、地域における見守り・支援の取り組みと併せ、認知症等高齢者への総合的支援の制度化が課題となっている。
 - ② 「認知症初期集中支援推進チーム」や「認知症地域支援推進員」を一八年度までに全市町村設置に向けて取り組まれる。

二 給付の重点化・効率化で薄らぐ介護予防の視点

- (1) 予防給付の市町村事業への移行で危惧される自治体間格差
 - ① 国は移行促進のため、早期移行自治体に「認定期間の延長」や「事業者指定のみなし適用」などにより、早期移行を誘導。
 - ② ガイドラインは、現「要支援者」には「現行の報酬・運営水準に準じるサービス」を説明、新規申請者には、NPO、ボランティア等による「多様なサービス」の利用を誘導・指示。
 - ③ 移行した事業の「設置・運営基準、報酬、利用者負担」等の水準は、市区町村の任意設定。市区町村のサービス基盤や財政力の差異などにより、サービスの地域格差が危惧される。
- (2) 要介護認定システムを解体する基本チェックリスト強要
- 新制度では、要介護認定手続きを省略、窓口での「基本チェックリスト」のみでサービスの必要度やサービスの振り分けを行うこととされた。この間の関係団体の再三の要請により、「希望者には要介護認定申請を認める」と説明しているが、果たして窓口でどれほどの申請者が、基本チェックリストでの判定を拒否し、従来の要介護認定システムを求めることができるのか。まさに、今後の自治体段階での取り組みが不可欠な要件となる。
- (3) 特養入所「要介護三以上」で、他の居住サービスを拡充
- 特養以外の介護サービス付き居住支援を拡大。特定施設の基準緩和、グループホームのユニット数を三ユニットに拡大、小規模多機能型居宅介護の定員を二九人に拡大、養護老人ホームを介護保険上の特定施設に位置付けた内部型サービス提供の容認、地域密着型サービス等における看護師の兼務規定の緩和による参入勧奨等が図られる。なお、「要介護二以下」の特例入所は、「認知

症・精神障害・虐待・独居等」の四要素で指針化。

三 費用負担の公平化で利用者負担引上げ

- (1) 利用者負担率「二割」への引き上げ
 - 年金収入二八〇万円以上は二割負担
- (2) 施設入所者への補足給付の厳格化
 - ① 遺族年金・障害年金を「収入」として認定
 - ② 単身一〇〇万円、夫婦二〇〇万円以上の金融資産所持者を補足給付から除外
 - ③ 資産調査厳格化（金融機関調査、違反者にペナルティー）
- (3) 低所得者への保険料軽減措置（一般財源を投入）
- (4) 特別養護老人ホームの多床室への室料相当分の徴収

社会保障審議会報告案による報酬・基準の主要な見直し事項

- (1) 訪問系サービス
 - ① 訪問介護は、サービス提供責任者の配置基準引き下げ
 - ② 新総合事業を訪問介護事業者が一体的に実施する場合は、現行基準に準じる。（通所介護も同様）
 - ③ 身体介護の時間区分に新たに「二〇分未満」を位置付ける
 - ④ 集合住宅等の利用者が一定数以上の場合は報酬減算
- (2) 通所系サービス（デイサービス）
 - ① 認知症対応のための職員配置には加算
 - ② 小規模通所介護の基本報酬を減算、大規模化促進
 - ③ 通所介護事業所の介護保険外の夜間サービス（宿泊サービス）を実施している事業所に、届出・事故報告の仕組み設置
 - ④ 予防通所介護等は利用時間差等を踏まえ基本報酬を減算
- (3) 短期入所系サービス（ショートステイ）
 - ① 専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。
 - ② 実質連続三〇日間超の長期利用者は、基本報酬を適正化
- (4) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
 - ① 重度化対応のため、サービス提供加算、認知症加算を創設
 - ② 要支援二の介護・看護職員配置基準（三・一）を一〇…一に
 - ③ 養護老人ホームの特定施設一般型の実施を可能とする
- (5) 地域密着型サービス
 - ① 小規模多機能型居宅介護
 - ・登録定員を二九人以下に拡大、二六人から二九人以下の事業所は通いサービスの利用定員を一八人以下とする。
 - ・訪問回数が一定以上の事業所は、新たな加算措置
 - ② 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
 - ・用地確保が困難な場合は三ユニットまで可能に
 - ・宿直職員の夜間加配の評価、看取り加算の充実
- (6) 居宅介護支援（ケアマネジメント）
 - ① 認知症加算・独居高齢者加算の基本報酬への包括化
 - ② 新総合事業の導入に伴い、介護予防支援の基本報酬の見直し
- (7) 介護保険施設
 - 介護老人福祉施設は、基本報酬を減算
- (8) 介護職員の処遇改善
 - 処遇改善加算の拡充で、平均で一万二千円相当給与改善をめざす